
災害時におけるレンタル機材
の提供に関する協定書

【平成24年 12月 27日締結】

本 別 町
株式会社共成レンテム

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

本別町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、本別町区域内において地震、風水害、雪害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「機材」とは、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（協力の要請）

第 3 条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第 5 条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第6条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。
2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めない事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

中川郡本別町北2丁目4番地の1

甲 本別町長 高橋正夫



帯広市西18条北1丁目14番地

乙 株式会社共成レンテム

代表取締役社長 黒川和雄



別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

株式会社共成レントム
代表取締役社長 様

本別町長 高 橋 正 夫

機材提供に関する要請書

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する機材の 種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬 入 先	所在地 名 称 TEL 現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	職氏名 TEL		
備 考			